

大分市脱炭素先行地域の応募に関する
サウンディング型市場調査実施要領

令和5年6月

大分市環境対策課

1. 経緯・目的

大分市（以下、「本市」という。）は、令和3年4月に「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、市民・事業者の皆様と連携・協力し、持続可能な脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいるところです。その中で、環境省の実施する補助事業の脱炭素社会の実現と市民の暮らしの質の向上を目指す「脱炭素先行地域」に選定されるよう準備を進めています。脱炭素先行地域への提案は、地域課題の洗い出しや、民間事業者等との共同提案が必要です。

つきましては、民間事業者の皆様との「対話」を通し、脱炭素先行地域への申請に向けた、地域課題の洗い出しと、申請に向けた事業手法の検討のためサウンディング型市場調査を行います。

※脱炭素先行地域とは

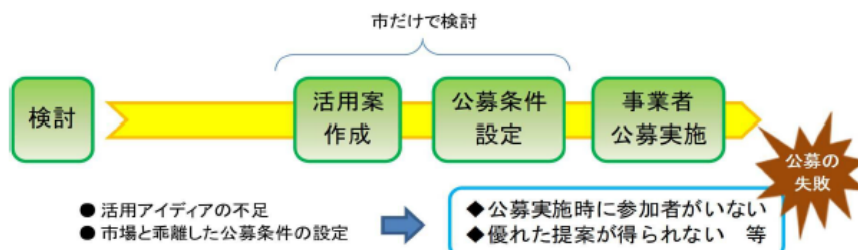
2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出（※）の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域で、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなります。

詳しくは、「脱炭素先行地域づくりガイドブック」及び「脱炭素先行地域づくりスタディガイド」をご確認ください。

2. サウンディング型市場調査とは

サウンディング型市場調査とは、検討段階で民間事業者の皆様との「対話」を通していただいた意見または提案を、事業者の皆様が参入しやすい公募条件等に反映するための調査です。

■従来型の検討の場合



■サウンディング型市場調査の場合



3. 対象（募集する提案）

- ・本市の脱炭素先行地域への計画策定に関する提案

<具体的に求める提案>

- (1) 地域課題
- (2) 脱炭素による地域課題解決方法
- (3) 対象地域選定のための需要量・供給量や合意形成の見込み
- (4) 共同提案のもととなる提案
- (5) 本市への希望

4. 市場調査の内容

4. 1 対象事業者

対象事業者は、本事業へ参画する意思を有する法人、または法人のグループとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、参加を認めないこととします。

- ① 無差別大量殺人行為を行った団体の規則に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他構成員又は当該構成員を含む団体
- ② 大分市暴力団排除条例（平成23年9月28日大分県条例第19号）第2条第1号及び第2号に該当する者
- ③ 大分県暴力団排除条例（平成22年9月27日大分県条例第33号）第2条第1号から第3号に該当する者、また、第15条第1項から第3項に違反している事実がある者

4. 2 調査項目

脱炭素先行地域計画提案書の策定に当たっては、多様な関係者による地域課題の洗い出しを行うことと、課題解決に向けた脱炭素化へのアプローチを検討していくことが重要と考えています。また、民間事業者の皆様が感じている課題を把握することは、計画の実現性を高めることに繋がります。そこで、以下の点を中心に意見交換や情報収集を行うための直接対話を行います。

①地域課題の洗い出し

- ・各地域はどのような課題を抱えているのか、着眼すべき地域の課題は何か

②対象地域の選定

- ・どの社会課題を、脱炭素化により、どのように解決に向け後押しするか
- ・その地域内で民生電力由来CO₂ゼロは実現できるか

③実施体制・ステークホルダーの検討

- ・地域の課題解決のためにはどのようなステークホルダーとの連携が必要か

④地域課題を解決する取組みの検討

- ・解決方策は何か。どのような価値を提供することになるか

⑤資金調達の検討

- ・取組みを実現するためにいつ、どのような資金が必要か

※提案内容は、国の脱炭素先行地域の選定要件に合致すること。本市のほかの計画内容を十分に踏まえたものであること。

- ・大分市総合計画

- ・大分市環境基本計画
- ・大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- ・大分市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

5. サウンディング型市場調査の進め方

5. 1 サウンディング型市場調査に関する質問

サウンディング型市場調査に関する質問がある場合は、別紙1「質問書」に記入のうえ、下記の提出先に電子メールにて提出ください。

① 質問受付期間

令和5年6月30日（金）午後5時15分まで

② 提出先

問い合わせ先のとおり。（P4）

③ 質問に対する回答について

令和5年7月7日（金）を目途に、電子メールにより個別に回答させていただきます。なお、回答にあたっては、事前に事業者にも内容の確認を行うことがあります。

5. 2 対話への申込み

対話への参加を希望される方は、期日までに別紙2「対話申込書」に必要事項を記入のうえ、電子メールにてご提出ください。

① 申込受付期間

令和5年6月30日（金）午後5時15分まで

② 申込先

問い合わせ先のとおり。（P4）

③ 対話の日時及び場所の連絡

令和5年7月18日（火）から21日（金）のいずれかのうち、別紙2「対話申込書」にご記入いただいた希望日時をふまえ調整いたします。その後、参加申込のあった事業者の担当者宛に、実施日時及び場所を電子メールにて連絡します。

④ 所要時間

60分程度

5. 3 提案資料（対話資料）の提出（任意）

4. 2 調査項目（P2）に関する意見や提案等を記載した資料がある場合は、期日までに下記申込先へ提出してください。対話にあたっては、資料の提出は必須ではありません。

① 提出期間

令和5年7月14日（金）午後5時15分まで

② 提出先

問い合わせ先のとおり。（P4）

5. 4 その他

① 対話の非公開

対話は個別に行い、アイデア及びノウハウ等の知的財産保護のため非公開で実施します。

② 提案の扱い

今回提案いただく事業内容については地域課題の整理や事業手法を検討するうえで参考にさせていただきますが、必ず反映されるものではありません。

③ 参加に要する費用

参加する事業者の負担でお願いいたします。

④ 対話参加への対価等

参加への対価、結果に対する報酬等の提供はありません。

今後、本調査対象の脱炭素先行地域の応募に係る公募事業等が実施される場合、本調査の参加実績は評価の対象としません。

⑤ 追加対話

調査結果を踏まえ、必要に応じて、全部又は一部の参加者に対して追加対話を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

⑥ 調査結果の公表

調査結果については、概要を大分市ホームページで公表します。

対話へ参加する事業者の名称は非公表とし、個々の内容については、事業者のアイデアやノウハウ等の知的財産保護に配慮したうえで、その概要を公表します。公表にあたっては、事前に事業者の内容の確認を行います。

6. スケジュール

対話参加の申込み・質問書の提出	令和5年6月30日（金）午後5時15分まで
（任意）提案資料（対話資料）の提出	令和5年7月14日（金）午後5時15分まで
対話の実施	令和5年7月18日（火）～21日（金）
調査結果の公表	令和5年8月上旬 予定

7. 問い合わせ先及び申込先

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

大分市 環境部 環境対策課 環境保全担当班 担当 指原、繁

T E L : 097-537-5758 (直通)

F A X : 097-538-3302

E-mail : kankyotai5@city.oita.oita.jp